自動車税（種別割）のグリーン化税制について

環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税（種別割）の軽減を行い、環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う制度です。

**●　環境負荷の小さい自動車**

初めて新規登録（以下、「新車新規登録」といいます。）された自動車について、新車新規登録をした翌年度の税率が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは１年度分のみです。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 令和５年度に新車新規登録した場合（令和６年度の税率が軽減されます。） |
| 電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車　（自家用・営業用を問わない） | 税率を概ね75％軽減 |
| ガソリン自動車、ＬＰＧ自動車、クリーンディーゼル車　（営業用乗用車に限る） | 令和12年度燃費基準70％達成かつ令和２年度燃費基準達成 | 令和12年度燃費基準90％達成かつ令和２年度燃費基準達成 |
| 税率を概ね50％軽減 | 税率を概ね75％軽減 |

※「ガソリン自動車、ＬＰＧ自動車」は平成30年排出ガス基準50％以上低減達成車又は平成17年排出ガス基準75％以上低減達成車に限ります。

※「クリーンディーゼル車」は平成30年度排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準適合車に限ります。

**●　環境負荷の大きい自動車**

　新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車（LPG自動車を含む）の税率は概ね15％（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10％）高くなります。

　なお、電気自動車、天然ガス自動車（ガソリン又は軽油との併用車は除く）、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。令和６年度の重課対象となる自動車は下表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象自動車 | 初度登録年月 |
| ディーゼル自動車 | 平成２５年３月３１日以前 |
| ガソリン・ＬＰＧ自動車 | 平成２３年３月３１日以前 |

（例）平成２２年4月1日に新車新規登録した総排気量1,990㏄の自家用ガソリン乗用車の場合

　　　令和５年度までの税率：39,500円（標準税率）

　　　令和６年度の税率　　：45,400円（15％重課）